

公 示 送 達 書

公示第 30 号

令和8年8月13日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和7年度	国民健康保険税	更正通知
----------	-------	---------	------

送達を受けるべき者	PAKHRIN TILAK BAHADUR
	ZANG ENHUI

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。